

第 8 1 回国民スポーツ大会木城町実行委員会専門委員会規定

(趣旨)

第 1 条 この規定は、第 8 1 回国民スポーツ大会木城町実行委員会会則第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第 2 条 専門委員会の名称並びに委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 若干名

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから実行委員会会長が委嘱する。

(役員職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席（あらかじめ通知された事項について代理人が出席した場合及び書面により議決権を行使する旨の書面の提出があった場合。）があれば開会し、議決することができる。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について代理人が出席した場合及び書面により議決権を行使する旨の書面の提出があった場合を含む。）の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委任)

第 7 条 この規定に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項はそれぞれ委員長が別に定める。

附 則

この規定は、令和 6 年 7 月 2 3 日から施行する。

別表（第2条関係）

<p>総務・企画 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大会の開催計画に関する事 2 予算及び経理に関する事 3 諸会議の開催に関する事 4 役員・選手等の接判に関する事 5 炬火イベントに関する事 6 補助員・ボランティアの募集に関する事
<p>競技運営・式典 等専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会の計画及び運営に関する事 2 競技会場の設営に関する事 3 競技用具の準備に関する事 4 競技記録・速報に関する事 5 開会式・閉会式及び表彰式に関する事 6 その他競技・式典運営に関する事
<p>広報・町民運動 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整に関する事 2 町民への啓発運動に関する事 3 記録写真の保存に関する事 4 選手・役員へのおもてなしに関する事（装飾含む） 5 案内所及び休憩所の運営に関する事 6 学校観戦及び応援に関する事
<p>交通整備・危機 管理専門委員 会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 選手役員等の輸送に関する事 2 交通整理・誘導に関する事 3 駐車場の確保及び整備に関する事 4 宿泊の手配に関する事（県との連携） 5 警備・消防防災に関する事 6 その他緊急体制等に関する事
<p>医療衛生 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護の体制に関する事 2 医療救護に関する事 3 病院との連携に関する事 4 弁当調達に関する事 5 食品衛生に関する事 6 環境美化・衛生に関する事